

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一
○職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○知事等の給与の特例に関する条例	(同)	三
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	三
○被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(私学文書課)	四
例		
○個人情報保護条例等の一部を改正する条例	(県政情報公開室)	五
○手数料条例の一部を改正する条例(二件)	(財政課)	五
○各種使用料及び手数料の改定に関する条例	(循環型社会推進課等)	七
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	八
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	一三
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	一四
○宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例	(再生可能エネルギー室)	一五
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	一五
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	一六

ページ

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「一八、九〇一人」を「一三、七六七人」に改め、同項第十号中「一八、九〇一人」を「一三、七六七人」に改め、同条第三項中「二六八人」を「二六七人」に、「二、〇九三人」を「二、〇八八人」に、「一、一三〇人」を「一、二六六人」に、「一、一六四人」を「一、一五九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

○看護学生修学資金貸付条例等の一部を改正する条例	(医療整備課等)	一六
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	一七
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	一七
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(同)	一七
○国民健康保険運営協議会条例	(国保医療課)	一七
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	一八
○国土土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	一八
○森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例	(林業振興課)	一九
○森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(同)	一九
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道路課)	一九
○県立都市公園条例及び総合運動場条例の一部を改正する条例	(都市計画課等)	二一

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第四号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「の一歳到達日」を「が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二第三号中「が一歳六か月に達する日」を「の一歳六か月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第四百六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

第三条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児休業をしている職員が、第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 前号に掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合
第十一条第一号を次のように改める。

- 一 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号に掲げる場合に該当することとなつたこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号に掲げる場合に該当することとなつたこと。

第二十条第二項中「又は」を「若しくは」に、「を与えられている」を「又は職員勤務時間条例第十八条若しくは学校職員勤務時間条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該特別休暇」の下に「及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第三項中「を与えられている」を「の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該休暇」の下に「の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

職員の配偶者同行休業に関する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年宮城県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「、第三項」を加え、「から第八条まで」を「、第六条、第七条、第八条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他の人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)第二条の知事等の給料の月額は、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に係るものに限りに、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額(以下「基礎額」という。)から、知事にあつては基礎額に百分の五、副知事にあつては基礎額に百分の四、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「刑事手当」を「犯罪捜査等作業手当」に改める。

第十五条第一項第二号中「及びヌ」を「、ヌ及びル」に改め、同号ヲ中「ル」を「ヲ」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第三十条第二項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に対して行う立入検査の業務

第二十一条第一項第二号中「次項第三号」を「次項第二号」に改める。

第二十八条の見出しを「(犯罪捜査等作業手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。

犯罪捜査等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察官が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事した場合

二 警察職員(人事委員会規則で定めるものに限る。)が前号に規定する作業に伴う通訳の作業に従事した場合

第四十六条第六項の表銃器犯罪捜査従事手当の項中

刑事手当

を

犯罪捜査等作業手当

に改め、同条第七項第二号を次のように

改める。

二 犯罪捜査等作業手当

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中、「中等教育学校の前期課程」を削る。

別表第五の二教育職給料表(一)の項中

<ul style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 2 中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務 	<ul style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務 2 中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は栄養教諭の職務
--	---

「高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
 高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務」

を削る。

第二条 職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「仙台市立学校の県費負担教職員については、県の教育委員会。第四条第一項を除き、以下同じ。」を削る。

第三条 職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
 第三十一条第一項第一号中、「中等教育学校の前期課程」を削る。

第二十五条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はは仙台市立の中等教育学校の前期課程に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが仙台市立の中等教育学校に入学させる生徒を選抜する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき」を削る。

（職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六項を削る。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第五条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「中等教育学校」を削る。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第六条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「仙台市立学校の県費負担教職員にあつては、県の教育委員会」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十八条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る同条第二項に規定する退職手当の支給制限等の処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）について適用し、同日前の退職に係る退職手当の支給制限等の処分については、なお従前の例による。

被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附則

省令第十条第一号イ(2)に改め、同項4ニ(2)イ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項4ニ(2)ロ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項5イ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項5ロ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項を同表三百五の項とし、同表二百九十九の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。)」を「建築物省エネルギー法」と改め、同項1イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)」を「省令」に、「三百一の項」を「三百六の項」に改め、同項2ロ(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年 経済産業省 令第一号。以下この項から三百一の項までにおいて「省令」という。)」を「省令(平成二十八年 国土交通省 令第一号。以下この項から三百一の項までにおいて「省令」という。)」に改め、同項2ロ(2)中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項2ロ(2)イ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項2ハ(2)ロ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項2ハ(2)イ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項4ロ(1)中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項4ロ(2)中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項4ハ(2)イ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項4ハ(2)ロ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項4ニ(2)イ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項4ニ(2)ロ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項5イ中「省令第八条第一号イ(1)」を「基準省令第十条第一号イ(1)」に改め、同項5ロ中「省令第八条第一号イ(2)」を「基準省令第十条第一号イ(2)」に改め、同項を同表三百四の項とし、同表二百九十八の項の次に次のように加える。

二百九十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。)

第十二条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という)を受けようとする者

提出するとき

次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

1 建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年国土交通省令第一号。以下この項、次項及び三百四の項から三百六の項までにおいて「基準省令」という。)

第一号に掲げる床面積(一次エネルギー消費量の算定が困難なものを除き、別項に定める部分の床面積を増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)以下この区分に応じ、それぞれ次に定

三百 建築物省エネルギー法第十二条第二項の規定に基づき変更後の建築物省エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ適合性判定を受けようとする者

提出するとき

次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める額

1 基準省令第一号に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三百平方メートル以内のもの 十平方メートル

ロ 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十七平方メートル

ハ 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十四万八千円

ニ 五千平方メートルを超え一平方メートル以内のもの 三万六千円

ホ 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 三万六千円

ヘ 二万五千平方メートルを超え四万五千平方メートル以内のもの 四万五千円

基準省令第一号に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

2 基準省令第二号に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 三百平方メートル以内のもの 八万二千三百円

ロ 三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十三万八千円

ハ 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十二万三千円

ニ 五千平方メートルを超え一平方メートル以内のもの 二十九万五千円

ホ 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 三十五万五千円

ヘ 二万五千平方メートルを超え四万五千平方メートル以内のもの 四十一万五千円

三百一 建築物省エネルギー法第十三条第 二項の規定に基づき建築物エネルギー消 費性能確保計画を通知し、省エネ適合性 判定を求める者	通知するとき	二百九十九の項の下欄に掲げる基 準の区分に応じ、それぞれ同項の 下欄に定める額
三百二 建築物省エネルギー法第十三条第 三項の規定に基づき変更後の建築物エネ ルギー消費性能確保計画を通知し、省エ ネ適合性判定を求める者	通知するとき	三百の項の下欄に掲げる基準の区 分に応じ、それぞれ同項の下欄に 定める額
三百三 建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律施行規則（平成二十八 年国土交通省令第五号）次項において「省 令」という。第十一條の規定に基づき 軽微な変更に関する証明書の交付を申請 する者	申請するとき	三百の項の下欄に掲げる基準の区 分に応じ、それぞれ同項の下欄に 定める額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百七十三の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表百七十四の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削り、同表二百一の二の項中「別表第三の一の項の第四欄」を「別表第三の一の二の項の第四欄」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

各種使用料及び手数料の改定に関する条例をここに公布する。
平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

各種使用料及び手数料の改定に関する条例

（浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第一条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号及び第二号中「二万七千八百円」を「二万八千八百円」に改め、同項第四号中「一万七千五百円」を「一万七千八百円」に改める。

（公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二仙台圏工業用水道の項中 「二三円」「四六円」を「三〇円」「六〇円」に改める。

改める。

（美術館条例の一部改正）

第三条 美術館条例（昭和五十六年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別展示の項中「一、五〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

（自然の家条例の一部改正）

第四条 自然の家条例（昭和五十年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	三、一〇〇円
三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	四、〇〇〇円

を

二、七〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、四〇〇円
三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	四、四〇〇円

に改め、同表備考第三号を削る。

(歴史博物館条例の一部改正)

第五条 歴史博物館条例(平成十一年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一常設展示の項中

四〇〇円	三二〇円
------	------

を

「四六〇円」を「三六〇円」に改め、同表特別展示の項中「一、五〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の日前に申請がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの公営企業の設置等に関する条例の規定による仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

4 施行日前に自然の家条例の規定による許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(自然の家条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 自然の家条例の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号備考第三号の改正規定を削る。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

○宮城県条例第十三号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第二十五条第二項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

(宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年宮城県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号の次に次の三号を加える。

一の二 附則第九項の規定 平成二十九年四月一日

一の三 附則第十項の規定 平成三十年三月一日

一の四 附則第十一項の規定 平成三十年四月一日

附則第一項第二号中「第一条中」の下に「宮城県県税条例」を、「改正規定及び」の下に「同条例」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、同項第三号中「第一条中」の下に「宮城県県税条例」を加え、「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、附則第五項中「以下同じ。」を削り、「金額」

以下」を「金額。次項から第八項までにおいて」に、「事業税額(以下)を「事業税額(次項から第八項までにおいて)」に改め、附則第十三項を附則第十六項とし、附則第九項から附則第十二項までを三項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の三項を加える。

9 第五項から前項までの規定は、新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年二月二十八日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第七項				第六項				第五項							
	調整後付加価値額	事業税額から 四分の三	基準法人事業税額	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	調整後付加価値額	事業税額から	四十億円で	額の三倍に相当する額	基準法人事業税額	調整後付加価値額	四分の三	「事業税額」	調整後付加価値額	基準法人事業税額	調整後付加価値額	施行日から平成二十九年三月三十一日まで
額	平成二十九年分調整後付加価値額	二分の一	額	平成二十九年四月一日から平成三十年二月二十八日まで	額	平成二十九年分事業税額から	二十億円で	額	平成二十九年分基準法人事業税額	額	二分の一	「平成二十九年分事業税額」	額	平成二十九年分基準法人事業税額	額	平成二十九年四月一日から平成三十年二月二十八日まで

第六項	第五項第三号	第五項第二号	第五項第一号	第五項				調整後付加価値額	額	事業税額から	四十億円で	額の三倍に相当する額	基準法人事業税額
				「事業税額」	四分の三	基準法人事業税額	附則第十条の二第二項第一号						
調整後付加価値額	平成二十九年分調整後付加価値額	第四十一条第一項第一号ハ	第四十一条第一項第一号イ	第四十一条第一項第一号ロ	第四十一条第一項第一号ハ	第四十一条第一項第一号イ	第四十一条第一項第一号ロ	第四十一条第一項第一号ハ	平成二十九年分調整後付加価値額	額	額	額	平成二十九年分基準法人事業税額

10
 第五項から第八項までの規定は、新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年三月一日から同月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項		調整後付加価値額	額の三倍に相当する額	額	平成二十九年三月分調整後付加価値額
第七項第一号		施行日から平成二十九年三月三十一日まで	額の三倍に相当する額	額	平成二十九年三月一日から同月三十一日まで
第七項第二号		附則第十条の二第三項第一号	額	額	平成二十九年三月分事業税額から
第七項第三号		附則第十条の二第三項第一号イ	額	額	平成二十九年三月分事業税額から
第七項第三号		附則第十条の二第三項第一号ロ	額	額	平成二十九年三月分事業税額から
第七項第三号		附則第十条の二第三項第一号ハ	額	額	平成二十九年三月分事業税額から
第八項		調整後付加価値額	額	額	平成二十九年三月分調整後付加価値額
第八項		基準法人事業税額	額	額	平成二十九年三月分基準法人事業税額
第八項		額	額	額	平成二十九年三月分基準法人事業税額

第五項		施行日から平成二十九年三月三十一日まで	額	額	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
第五項第一号		調整後付加価値額	額	額	平成三十年三月分調整後付加価値額
第五項第二号		附則第十条の二第一項第一号	額	額	平成三十年三月分事業税額
第五項第二号		附則第十条の二第一項第一号イ	額	額	平成三十年三月分事業税額
第五項第二号		附則第十条の二第一項第一号ロ	額	額	平成三十年三月分事業税額
第五項第二号		附則第十条の二第一項第一号ハ	額	額	平成三十年三月分事業税額
第六項		調整後付加価値額	額	額	平成三十年三月分調整後付加価値額
第六項		基準法人事業税額	額	額	平成三十年三月分基準法人事業税額
第六項		額	額	額	平成三十年三月分基準法人事業税額
第六項		額	額	額	平成三十年三月分基準法人事業税額

11 第五項から第八項までの規定は、新条例第三十八条第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

四十億円	二十億円
事業税額から	事業税額から
額	額
額	額

一条中」の下に「宮城県条例」を、「第五条中」の下に「県税減免条例」を加え、同項第二号中「第一条中」の下に「宮城県条例」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 第一条の二及び附則第九項の規定 平成二十九年四月一日
附則第一項に次の一号を加える。

四 第五条中県税減免条例第七条の四第二項第一号及び第三項の改正規定並びに第六条中特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第四条の改正規定（自動車税）の下に「種別割」を加える部分を除く。宮城県条例等の一部を改正する条例（平成二十九年宮城県条例第十三号）の施行の日

附則第六項から第十一項までを削り、附則第十二項を附則第六項とし、附則第十三項を附則第七項とし、附則第十四項を附則第八項とし、附則第十五項及び第十六項を次のように改める。

（自動車税に関する経過措置）

9 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県条例の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

附則第十七項中「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十八項中「附則第十二条」を削り、「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十九項中「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第二十項中「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第二十一項中「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第

二十三項を附則第十八項とし、附則第二十二項中「平成二十九年」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年」に、「平成二十八年年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 第五条の二の規定による改正後の県税減免条例の規定は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

第五条 宮城県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に改め、附則第三十項中「附則第二十六項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十九項を附則第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31 附則第二十五項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、平成二十九年五月三十一日までに県税事務所長に提出しなければならない。

一 免除を受けようとする者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 その他知事が必要と認める事項

附則第二十八項中「附則第二十五項」を「附則第二十六項」に改め、同項を附則第二十九項とし、

附則第二十五項から附則第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の一項を加える。

25 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内において同法第二条第三項第二号ロに掲げる事業のうち東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロに該当するもの（以下「建築物整備事業」という。）の用に供する認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす家屋（事業の用に供されたことのないものに限る。）を取得した場合は、当該取得が平成二十六年十二月十九日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

- 一 延べ面積が七百五十平方メートル以上であること。
- 二 建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。
- 三 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が二千五百万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税減免条例附則第二十五項の規定は、平成二十六年十二月十九日から適用する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表十の項中「各市町村」の下に「（仙台市を除く。）」を加え、同表三十四の六の項中「山元町」の下に「大和町」を加え、同表三十四の十三の項を三十四の十四の項とし、三十四の八の

項から三十四の十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三十四の七の項の次に次のように加える。

三十四の八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法
律」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（精神通院医療に
係るものに限る。）
イ 法第五十四条第一項の規定による認定（障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令
第十号。以下この項において「政令」という。）第二十九条で定
める基準に関する審査及び政令第三十五条に規定する負担上限額
の算定に係るものに限る。）
ロ 法第五十六条第二項の規定による認定（政令第二十九条で定め
る基準に関する審査及び政令第三十五条に規定する負担上限額の
算定に係るものに限る。）

各市町村（仙台市を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表中三十四の十三の項を三十四の十四の項とし、三十四の八の項から三十四の十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三十四の七の項の次に一項を加える改正規定は、同年五月三十日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年

宮城県条例第九十七号の一部を次のように改正する。

別表第三中

「 知事 」	「 知事 」
--------------	--------------

を
に改め、同表に次のように加える。

二 警察本部 長	法別表第二の七十四の項の第 二欄に掲げる事務	知事	法別表第二の七十四の項の第四 欄に掲げる情報
-------------	---------------------------	----	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例の一部を改正する条例

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成十四年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中、「同項第三号に規定する小売電気事業者」を削り、「一般送配電事業者」の下に「及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者は、自ら再生可能エネルギー等を買取り、同項第三号に規定する小売電気事業者」を、「登録特定送配電事業者は、」の下に「その行う同法第二条第一項第一号に規定する小売供給の用に供する電気として」を加え、「買取り」を「利用する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第十三号から第四十三号」を「第十三号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号、第二十八号、第二十九号及び第三十三号から第五十二号」に改める。

別表第五中第四十三号を第五十二号とし、第二十四号から第四十二号までを九号ずつ繰り下げ、同表第二十三号中「魚介類販売業」の下に「（次号から第三十二号までに掲げるものを除く。）」を加え、同号を同表第二十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十 魚介類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日未満のもの 千八百円

三十一 魚介類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日以上十五日未満のもの 三千七百円

三十二 魚介類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が十五日以上のもの 七千五百円

別表第五中第二十二号を第二十八号とし、同表第二十一号中「食肉販売業」の下に「（次号から第二十七号までに掲げるものを除く。）」を加え、同号を同表第二十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十五 食肉販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日未満のもの 千八百円

二十六 食肉販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日以上十五日未満のもの 三千七百円

二十七 食肉販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が十五日以上のもの 七千五百円

別表第五中第二十号を第二十三号とし、同表第十九号中「乳類販売業」の下に「（次号から第二十二号までに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の三号を加える。

二十 乳類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日未満のもの 千八百円

二十一 乳類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が五日以上十五日未満のもの 三千七百円

二十二 乳類販売業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が十五日以上のもの 七千五百円

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

(食品衛生取締条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

- 一 食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)附則第五項
- 二 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)附則第二項
- 三 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)附則第二項
- 四 化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十五号)附則第二項
- 五 興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)附則第三項
- 六 公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)附則第三項
- 七 理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十一号)附則第二項
- 八 美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)附則第二項
- 九 動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)附則第六項
- 十 クリーニング業法施行条例(平成十四年宮城県条例第八十三号)附則第三項
- 十一 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)附則第三項
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)附則第二項
- 十三 毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)附則第三項
- 十四 覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)附則第三項
- 十五 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)附則第二項
- 十六 建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)附則第四項

第二条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「、二の項」を「の上欄に掲げる者(風適法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風適法第三条第一項の規定に基づく許可を申請する者を除く。)又は二の項」に改め、「三十八の三の項、三十八の四の項」、「四十四の項」、「五十九の項、六十一の項、六十四の項」

及び「、六十九の項」を削り、「又は」を「若しくは」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中公安委員会関係手数料条例附則第五項の改正規定(平成二十九年三月三十一日)を「平成三十年三月三十一日」に改める部分を除く。は、平成二十九年四月一日から施行する。

看護学生修学資金貸付条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

看護学生修学資金貸付条例等の一部を改正する条例

(看護学生修学資金貸付条例の一部改正)

第一条 看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項第一号イ(7)中「第二十二條に規定する母子健康センター」を「第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」に改める。

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
号)の一部を次のように改正する。

目次及び第十二條第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。
「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第五十九條から第六十三條までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
別表第五児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 修学資金の貸付けを受けた者がこの条例の施行の日の前日までの間に第一条の規定による改正前の看護学生修学資金貸付条例第九条第一項第一号イ(7)の施設において業務に従事した期間は、第一条の規定による改正後の看護学生修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、新条例第九条第一項第一号イ(7)の施設において業務に従事した期間とみなす。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）附則第二十六項及び第二十七項

二 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）附則第二十二項及び第二十三項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

○宮城県条例第二十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスの事業の指定を受けている者がその指定に係る事業を行う事業所及び同条例第三十六条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十二条（同条例第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

○宮城県条例第二十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、宮城県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で知事が任命する委員をもって組織する。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する者 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する者 三人
- 三 公益を代表する者 三人

四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する者 二人

2 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。
(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、前条第一項第三号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正(十九号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県国民健康保険運営協議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
-------------------	---------	---------	---	---

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年六月三十日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十四年宮城県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「年五パーセント」を「令第五十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 国営土地改良事業負担金等徴収条例第二条第一項の規定により県が徴収する負担金でその支払期間の始期が平成二十七年以前であるものの利率については、なお従前の例による。

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援基金条例(平成十四年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

森林整備加速化・林業再生基金条例(平成二十一年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、附則第八項」を「及び第二項」に改める。

第三条第一項中「日」の下に「。次項において「許可日等」という。」を加え、同項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、前項の規定にかかわらず、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間に係る占用料の額が千円以下である場合は、許可日等から一月以内に、これを一括して徴収できるものとする。

附則中第四項から第八項までを削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

道路法第三十二條第一項第	占 用 物 件							単位	占 用 料			
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類		共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	第一級地	第二級地
	六六〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	五九〇	九五〇	一、三〇〇	五九	六	四	二	二	二
	四四〇	六八〇	九二〇	四〇〇	六三〇	八七〇	四〇	四	二	二	二	二
	三五〇	五四〇	七三〇	三二〇	五〇〇	六九〇	三二	三	二	二	二	二
	三〇〇	四七〇	六三〇	二七〇	四四〇	六〇〇	二七	三	二	二	二	二

まで、二、二〇から二九まで及び二〇〇から二九九まで、八、八〇から八九まで及び八〇〇から八九九まで、九、九〇から九九まで及び九〇〇から九九九まで並びに〇、〇〇から〇九まで及び〇〇〇から〇九九までの」を「第一号、第二号及び第六号から第八号までの下欄に掲げる分類番号に該当する」に、「八、八〇から八九まで及び八〇〇から八九九までの」を「同表第六号の下欄に掲げる分類番号に該当する」に改める。

(総合運動場条例の一部改正)

第二条 総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号備考中「に定める分類番号が三、三〇から三九まで及び三〇〇から三九九まで、四、四〇から四九まで、六〇から六九まで、四〇〇から四九九まで及び六〇〇から六九九まで、五、七、五〇から五九まで、七〇から七九まで、五〇〇から五九九まで及び七〇〇から七九九まで並びに八、八〇から八九まで及び八〇〇から八九九までの」を「第三号から第六号までの下欄に掲げる分類番号に該当する」に、「八、八〇から八九まで及び八〇〇から八九九までの」を「同表第六号の下欄に掲げる分類番号に該当する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。